

告 示

埼玉県告示第千二百三十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一七―二十八―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸字神明百二番一外二十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千四百九十七・九八立方メートル